

令和 7 年 7 月 3 0 日
上 下 水 道 部

水道の現状と今後の対応等について

1. 現状（本市 7/29 現在）

【広域水道系】

本市給水区域の水源は、県企業局運営で月山ダムを水源とする庄内広域水道用水供給事業からの受水が 87%となっていますが、県企業局より月山ダムの水位低下や給水制限に至るような情報は入っていません。

- ・月山ダム貯水率：7/22：86.3% 7/28：82.4% 7/29：81.4%
- ※過去最低：36.0%（R5.9） 給水制限なし

【自己水源系】

自己水源で給水している温海地域の一部地区において、取水量が減少しているものの現時点で給水制限や断水等に至る状況ではありません。

【飲料水供給施設系】

飲料水供給施設の朝日地域大平地区（一般住家 9 戸 33 人に給水）では、配水量より取水量が下回った（水源余裕率がマイナス）ため、7 月 29 日より給水車による配水池への直接補水を実施していますが給水制限は実施していません。

※水源余裕率は別添資料参照

2. 今後の見通しと対応

庄内広域水道用水供給事業からの給水区域では、当面給水制限の心配はないものと考えます。

自己水源・飲料水供給施設区域では、取水量を確保するために集水力を増強するなどの対応や、小規模な配水施設については給水車による配水池への直接補水によって給水制限の回避を図ります。

なお、全ての配水施設において取水量や配水量等の稼働状況は常時監視しており、配水量より取水量が下回ることにより配水池の水位低下等の異常が発生した場合は迅速な対応を図ります。

3. 上下水道部渇水対策本部の設置と節水広報

大平飲料水供給施設で配水池への直接補水を開始したことに伴い上下水道部渇水対策本部を設置し、大平地区に節水広報（節水の呼びかけ）を実施します。

今後、大平地区と同様、配水施設ごとに監視し、配水量より取水量が下回った（水源余裕率がマイナス）場合は、対象区域に節水広報を実施します。

4. 渇水状況別給水制限等の段階（上下水道部渇水対策マニュアルより）

渇水状況 (給水制限段階)	給水制限 内 容	主な対策
警戒段階	—	渇水状況の把握
第1段階	自主的節水	上下水道部渇水対策本部設置
		節水広報 ※7/30 現在 大平地区のみ
		渇水対策計画の作成
		取水・配水監視体制強化
第2段階	減圧給水	減圧給水実施
		大口使用者への節水要請
	減圧給水強化	減圧給水強化実施
		プール、洗車等の水使用停止要請 国、県、その他水利関係者に水量確保の要請
第3段階	時間給水	時間給水実施
		緊急水源確保

【第1段階に移行する基準】※上下水道部対策本部設置

- ・ 広域水道系・自己水源系・飲料水供給施設系
… 配水量より取水量が下回った（水源余裕率がマイナス）場合

【第2段階に移行する基準】

- ・ 広域水道系 … 庄内広域水道用水供給事業による給水制限が実施され、予備水源からの送水でも十分な対応ができない場合
- ・ 自己水源系 … 配水量より取水量が下回り（水源余裕率がマイナス）、かつ給水車による配水池への直接補水等では十分な対応ができない場合
- ・ 飲料水供給施設系 … 同上

【第3段階に移行する基準】

- ・ 広域水道系・自己水源系・飲料水供給施設系
… 第2段階に移行することになった上記の状況が著しく悪化した場合

5. 過去の給水制限の実績

鶴岡市においては、平成17年の市町村合併以降に給水制限の実施はありません。

なお、旧鶴岡市においては、平成12年9月（夏季）と平成13年1月（冬季）の渇水による給水制限の実施が最後で、平成13年10月の庄内広域水道用水供給事業からの受水開始以降は給水制限の実施はありません。